

「第1期会津若松市再編実施計画（案）」に対する市民意見公募制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方及び計画（案）における位置づけについて

「第1期会津若松市再編実施計画」を策定するにあたり、市民意見公募制度（パブリックコメント）を実施しました。つきましては、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を公表します。なお、ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいております。

- (1) 実施期間 平成30年1月19日（金）～ 平成30年2月18日（日）
- (2) 閲覧場所 地域づくり課、市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センター
- (3) 意見の提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール
- (4) 提出方法 提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数	意見の件数
持参	3人	13件
郵送	0人	0件
ファックス	0人	0件
電子メール	1人	1件
合計	4人	14件

- (5) ご意見とそれに対する市の考え方及び計画（案）における位置づけ

NO	意見	市の考え方	計画(案)での位置づけ
1	<p><計画全体への意見> 再編計画は市中心部地区及び北会津地区、河東地区、湊地区と地区住民の「移動」について前向きな再編計画であり、公共交通利用の広報を十分に周知してください。</p>	<p>市内の路線バスの運行形態が変わることから、市、交通事業者、地域内交通の運営主体となる地元地域づくり活動組織の方々と連携しながら、広報や周知に取り組んでまいります。</p>	<p>特になし</p>
2	<p><幹線軸の形成事業> 乗り入れの時間帯やバス停を明確にしてください。また、車両の行先表示を明示してください。</p>	<p>乗り入れ時間帯については、今後、運行事業者により作成・配布される予定の路線バス時刻表においてお知らせしていくとともに、車両の方向幕や行先表示についても分かりやすいものとするよう、交通事業者と連携し検討してまいります。</p>	<p>P10から17 5-2. 中心部における「幹線軸」の形成</p>
3	<p><幹線軸の形成事業> 乗り入れを行う、竹田病院～栄町中三丁目～神明通りの区間の道路は狭隘で通行に支障がある箇所がある。そこで、太郎庵角～サベリオ学園前～神明通りの区間の道路（市道若3-259号線）を通るよう提案する。</p>	<p>竹田病院～栄町中三丁目～神明通りの区間の本数が増えることから、運行に支障が発生しないか交通事業者で検討した結果、このルートでの運行が可能との判断に至ったものであります。運行ルートについては、実際に運行した場合の課題や周辺の道路整備状況を見定めながら、随時、検討してまいります。</p>	<p>P10から17 5-2. 中心部における「幹線軸」の形成</p>
4	<p><幹線軸の形成事業> 朝夕の米代二丁目を経由する運賃と、昼間の竹田病院を経由する運賃は同一の運賃となるよう要望します。</p>	<p>同一の運賃となるように設定します。</p>	<p>P10から17 5-2. 中心部における「幹線軸」の形成</p>

NO	意見	市の考え方(案)	計画(案) での位置づけ
5	<p><幹線軸の形成事業> 幹線軸とされている若松駅～西若松駅東口間のバスは、現行では19時台で運行が終了しており、宴会等での帰りに利用することができないことから、20時台や21時台を設定し充実を図って欲しい。</p>	<p>夜間ダイヤの運行については、飲酒時や残業等の利用を想定したものとなりますが、実態として利用が少ないことから運行が少ない傾向にあります。</p> <p>平成29年4月から交通事業者の実証運行として開始した「まちなか北循環」において、21時台の運行を試験的に1年間行いましたが、利用者は少なく交通事業者の自主運行として運行を継続する需要量には至らないため、平成30年4月から運行しないとの判断に至ったものと報告を受けております。</p> <p>夜間ダイヤの設定については、交通事業者と連携し、需要量を見定めながら運行の必要性和事業継続の可能性を検討してまいります。</p>	<p>P10から17 5-2. 中心部における「幹線軸」の形成</p>
6	<p><中心部循環路線の再編事業> 「まちなか西循環」 1系統でも良いので、城南通り(県道 西若松停車場線、南町船)を運行するよう要望する。</p>	<p>「まちなか西循環」については交通事業者による自主運行路線であり、現在のルート、系統ごとの便数については、利用者見込みや収益性・持続性を踏まえての設定となっています。</p> <p>系統の追加や路線の延長等は事業の収益性・持続性を見定めた判断となりますが、左記要望を交通事業者に申し伝えるとともに、市地域公共交通会議においても、実証運行の検証の中で検討してまいります。</p>	<p>P26 5-3. 中心部における「まちなか循環路線」の再編 まちなか西循環</p>
7	<p><中心部循環路線の再編事業> 「まちなか西循環」 午前と午後に偏らず、ある程度均等な便数となるよう要望する。</p>	<p>「まちなか西循環」については交通事業者による自主運行路線であり、現在のルート、系統ごとの便数については、利用者見込みや収益性・持続性を踏まえての設定となっています。</p> <p>系統の追加や路線の延長等は事業の収益性・持続性を見定めた判断となりますが、左記要望を交通事業者に申し伝えるとともに、市地域公共交通会議においても、実証運行の検証の中で検討してまいります。</p>	<p>P26 5-3. 中心部における「まちなか循環路線」の再編 まちなか西循環</p>
8	<p><中心部循環路線の再編事業> 「エコろん号」 循環が1系統から2系統に増やす(逆周りの便を増やす等)よう要望する。</p>	<p>「エコろん号」については交通事業者による自主運行路線であり、現在の系統は、利用者見込みや収益性・持続性を踏まえての設定となっています。系統の追加等は事業の収益性・持続性を見定めた判断となりますが、左記要望を交通事業者に申し伝えるとともに、市地域公共交通会議においても、実証運行の検証の中で検討してまいります。</p>	<p>P27 5-3. 中心部における「まちなか循環路線」の再編 まちなか循環バス「エコろん号」</p>

NO	意見	市の考え方(案)	計画(案) での位置づけ
9	<p><中心部循環路線の再編事業> 「エコろん号」 本町、竹田病院から湯川橋、湯川町、西若松駅まで路線を延伸するよう要望する。</p>	<p>「エコろん号」については交通事業者による自主運行路線であり、現在のルートは、利用者見込みや収益性・持続性を踏まえての設定となっています。路線の延伸等は事業の収益性・持続性を見定めた判断となりますが、左記要望を交通事業者に申し伝えるとともに、市地域公共交通会議においても、実証運行の検証の中で検討してまいります。</p>	<p>P 2 7 5-3. 中心部における「まちなか循環路線」の再編 まちなか循環バス「エコろん号」</p>
10	<p><北会津地区の再編事業> 「北会津地域内交通」 他路線への乗り換えや買物が可能となるよう、西若松駅を目的地とすべき。</p>	<p>他路線への乗り換えや買物が可能となるよう、西若松駅を目的地としております。</p>	<p>P 3 3 5-4. 北会津地区の再編事業 (2) 北会津地区の再編事業の内容・実施主体 北会津地域内交通</p>
11	<p><北会津地区の再編事業> 「北会津地域内交通」 集会所等を待合場所に行っているが、身体に障がいがある人や足に問題がある方は、冬の道路などでは待合場所まで行くことができない。会津美里町で運行する「美里あいあいタクシー」のように、自宅から利用できるようにして欲しい。</p>	<p>北会津地域内交通の運行方法については、北会津地域づくり委員会の方々と連携しながら検討してきた経過にあり、町内会ごとに確認した利用者見込み数に基づき、乗り合う人数や目的地までの所要時間・定時制を考慮し、最寄りの集会所等を待合場所としたところであります。多くの方が乗り合う公共交通との位置づけでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、障がい等により乗降に介助が必要な方など公共交通の利用に過重な負担を伴う方につきましては、介護タクシー等の福祉交通の利用をご紹介します。</p> <p>今後、運行により分かってくる利用実態等に基づき、適切かつ持続可能な運行形態について、北会津地域づくり委員会の方々と継続して検討してまいります。</p>	<p>P 3 3 5-4. 北会津地区の再編事業 (2) 北会津地区の再編事業の内容・実施主体 北会津地域内交通</p>
12	<p><北会津地区の再編事業> 「北会津地域内交通」 前日の午後8時までの予約が必要とのことであるが、体調不良による急な通院などの対応できるように、会津美里町で運行する「美里あいあいタクシー」のように、利用30分前までの予約に対応できるようにして欲しい。</p>	<p>北会津地域内交通の予約受付時間については、北会津地域づくり委員会の方々と運行事業者と連携しながら、試験運行などを通して、対応可能なルールや時間を検討したうえで設定したものであります。</p> <p>体調不良や緊急時のご利用について、この地域内交通で全てをカバーすることは難しいものと考えております。緊急時等については、タクシーや救急車等の利用をお考え頂き、定期通院や通常通院等での北会津地域内交通の利用を検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、当日の体調不要等によるキャンセルや予定の変更については当日の対応が可能でありますので、運行事業者の予約受付までご連絡ください。</p>	<p>P 3 3 5-4. 北会津地区の再編事業 (2) 北会津地区の再編事業の内容・実施主体 北会津地域内交通</p>

NO	意見	市の考え方(案)	計画(案)での位置づけ
13	<p><北会津地区の再編事業> 「北会津地域内交通」 待合場所から地域外の目的地まで 500 円となっているが、今までの路線バスが北会津支所から西若松駅まで身体障がい者割引制度を利用して 170 円で乗っていたので、同額の料金で乗れるようにして欲しい。西会津町では、身体障がい者手帳を持っている人は、町民以外でも無料でバスを利用することができた。</p>	<p>北会津地域内交通の運賃については、路線バスとの調和や運行方法の違い、持続可能な収支見込みを検討した結果、路線バス運賃より高い設定となっています。</p> <p>そのため、従来の路線バス利用者の方にはご不便をおかけする事もあるかと存じますが、ご自宅の最寄の待合場所までの送迎を行うなど、利便性向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いたします。</p>	<p>P 3 3 5-4. 北会津地区の再編事業 (2) 北会津地区の再編事業の内容・実施主体 北会津地域内交通</p>
14	<p><路線バスへの要望> 飯寺地区の近傍バス停は 2～3 時間に 1 本しか停車しない。これから飯寺地区一帯では高齢者が増えると思うので、高田橋通りを通る路線バスも考慮ください。</p>	<p>飯寺地区は、新興住宅地として多くの世帯が存する一方で、移動手段の中心は自家用自動車であると考えられることから、現在のようなバス利用の実態及びそれに伴う運行本数の設定であると評価しています。</p> <p>ご指摘のように今後の高齢化の進展と高齢者の免許保有にかかる環境の変化等により、バスの需要も変化していくものと考えられますので、需要や利用実態を把握しながら、交通事業者と連携し、持続可能な運行量やルートの設定を検討してまいります。</p>	<p>特になし</p>